

岡山大学ティーチング・アワード表彰に関する内規

〔平成27年 4月 1日〕
学 長 裁 定

改正 平成29年5月24日

平成30年5月29日

令和 2年4月28日

令和 3年1月26日

令和 4年3月15日

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学ティーチング・アワード表彰に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 岡山大学ティーチング・アワード表彰（以下「ティーチング・アワード」という。）は、岡山大学（以下「本学」という。）の教育改革を先導する先進的な授業科目及び優れた教育を行っている授業科目を選考し、優秀教育賞としてその担当教員を表彰するとともに、その教育実践を全学に広め、教育改善を図ることを目的とする。

(選考対象科目)

第3条 ティーチング・アワードは、前年度に開講された全ての授業科目を選考の対象とする。ただし、開講年度に授業評価アンケートを実施していない授業科目については、選考対象から除く。

2 前項で対象とする科目は、本学専任教員担当科目と非常勤講師担当科目の双方を含む。

(選考対象科目の推薦)

第4条 ティーチング・アワードは、学内からの推薦に基づき、選考対象とする科目（以下「候補科目」という。）を決定する。候補科目は次の単位で推薦できるものとする。

- 一 各学部（マッチングプログラムコース及びグローバル・ディスカバリー・プログラムを含む。）、研究科からの推薦。ただし、教養教育科目においては、教養教育専門委員会からの推薦とする。
- 二 学生からの推薦
- 三 自薦

(選考方法)

第5条 ティーチング・アワードは、教育推進機構が必要と認めた者で組織する岡山大学テ

- ティーチング・アワード表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）が選考する。
- 2 選考委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

（選考基準）

第6条 ティーチング・アワードは、シラバス、推薦書、授業評価アンケート評点及びその他参考となる資料に基づき、総合的に判断する。

（実施年度）

第7条 ティーチング・アワードは、毎年度選考する。

（受賞者）

第8条 第2条に規定する表彰は、ティーチング・アワードを受賞した授業科目の担当教員（以下「受賞者」という。）に対して行う。

（表彰内容）

第9条 学長は、受賞者に表彰状を授与する。

- 2 本学は、受賞者に副賞として、金10万円を授与する。受賞者が本学専任教員の場合は、これを研究費に充当する。
- 3 オムニバス形式及び複数教員担当の授業は、表彰状を全ての担当教員に授与し、副賞は主たる担当教員に授与するものとする。
- 4 授与された場合は、原則として、翌年度選考対象から除外する。

（表彰結果の公開）

第10条 表彰結果は、原則として学内外に公表する。

（授業改善の措置）

第11条 受賞者は授業改善のための措置に協力するものとする。

第12条 前条で規定する授業改善のための措置は次に掲げるものとする。

- 一 ティーチング・アワードの受賞者が、教職員の研修会等において、授業実践について講演すること。
- 二 ティーチング・アワードの授与を受けた科目の授業又は同様の授業を収録し、動画コンテンツ等として他の教員へ公開すること。

第13条 教育推進機構は、前条に規定する授業改善の措置への協力を受賞者に依頼し、実施するものとする。

第14条 教育推進機構は、ティーチング・アワードの受賞授業科目につき、その優れた点を分析し、学内に報告するものとする。

(事務)

第15条 ティー칭・アワードに関する事務は、学務部学務企画課において処理する。

(その他)

第16条 この内規の実施に関し必要な事項は、全学教育推進委員会で申し合せることができる。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年5月29日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和2年4月28日から施行する。

2 令和元年度に開講された授業科目については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。